

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

市民の皆様の安全を守り、適正な環境行政を行うため、持ち去り行為に対してさらに厳しく取り締まりを行う必要性があることから、「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則」の一部改正を行うものです。

2 改正内容

市長が持ち去りの禁止を命ずることができるごみ収集場の搬出物のうち、その他再利用等の対象となる物として規則で定めるものを別表第2（3 新旧対照表 改正案参照）に掲げる物に改めます。

3 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(搬出物の収集等ができる者等)</p> <p>第8条の3 条例第26条の2第1項に規定する市長が指定する者は、金沢市一般廃棄物事業協同組合とする。</p> <p>2 条例第26条の2第2項に規定する再利用等の対象となる物として規則で定めるものは、別表第2に掲げる物とする。</p>	<p>(搬出物の収集等ができる者等)</p> <p>第8条の3 条例第26条の2第1項に規定する市長が指定する者は、金沢市一般廃棄物事業協同組合とする。</p> <p>2 条例第26条の2第2項に規定する再利用等の対象となる物として規則で定めるものは、ペットボトル、プラスチック製の容器(ペットボトルを除く。)及び包装、自転車、なべ、やかん、フライパン、古紙、衣類並びに電気炊飯器、電気掃除機その他の家庭用の電気機械器具とする。</p>
別表第1(第8条の2、第10条の2関係)	別表第1(第8条の2、第10条の2関係)
(表略)	(表略)
別表第2(第8条の3関係)	
<p>1 ペットボトル</p> <p>2 プラスチック製の容器(ペットボトルを除く。)</p> <p>3 古紙</p> <p>4 衣類</p> <p>5 次に掲げる電気機械器具</p> <p>(1) アイロン</p> <p>(2) カーステレオ</p> <p>(3) 空気清浄機</p> <p>(4) クッキングヒーター</p>	

- (5) コード
- (6) 照明器具
- (7) 食器洗淨機
- (8) ステレオ
- (9) スピーカー
- (10) 扇風機
- (11) DVDプレーヤー
- (12) 電気こたつ
- (13) 電気炊飯器
- (14) 電気スタンド
- (15) 電気ストーブ
- (16) 電気掃除機
- (17) 電気ポット
- (18) 電子レンジ
- (19) ハロゲンヒーター
- (20) パネルヒーター
- (21) ビデオテープレコーダー
- (22) ファンヒーター
- (23) 複写機
- (24) 布団乾燥機
- (25) プリンター
- (26) ヘアドライヤー
- (27) ラジオ受信機
- (28) ラジオ受信機付きテープレコーダー
- (29) レコードプレーヤー
- (30) レーザーディスクの再生装置
- (31) ワードプロセッサ
- (32) 前各号に掲げる物以外の電気機械器具

6 次に掲げる金属製品及び金属を含む物（前項に掲げる物を除く。）

- (1) あれい
- (2) カセットこんろ
- (3) 鎌
- (4) ガスレンジ
- (5) 脚立
- (6) 金庫
- (7) くわ
- (8) こんろ
- (9) ゴルフクラブ
- (10) 収納棚

- (11) 自転車（一輪車及び三輪車を含む。）
- (12) 自動車用ホイール
- (13) 除雪用具（スコップを除く。）
- (14) スコップ
- (15) スプーン
- (16) 石油ストーブ
- (17) 台車
- (18) 手押し車
- (19) 鉄板
- (20) トタン
- (21) 鍋
- (22) バケツ
- (23) パイプ
- (24) フライパン
- (25) 包丁
- (26) 窓枠
- (27) やかん
- (28) 前各号に掲げる物以外の金属製品及び金属を含む物

別表第3 (第21条関係)

(表略)

別表第2 (第21条関係)

(表略)

<参考>

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）で使用する用語の意義の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 事業者 事務所、事業所、官公署、学校、病院その他これらに準ずる施設で事業を行う者をいう。
- (2) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (3) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (4) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (5) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者をいう。
- (6) 産業廃棄物処理基準等 法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同条第2項に規定する産業廃棄物保管基準又は法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準若しくは同条第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準をいう。

(家庭系廃棄物の搬出等)

第26条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物内から排出される家庭系廃棄物のうち、自ら処分し、又は再利用しない家庭系廃棄物（規則で定める長さ又は重量の比較的大きい家庭系廃棄物（以下「粗大ごみ」という。） 臨時かつ多量の家庭系廃棄物（以下「臨時多量ごみ」という。）及び犬、猫等の死体を除く。）については、規則で定めるところにより、市長が指示する定期の収集日時に所定のごみ集積場に搬出しなければならない。

- 2 前項に規定するごみ集積場は、あらかじめ市長の同意を得たうえで、占有者等が共同で設置するものとし、当該占有者等により適切に管理されなければならない。
- 3 占有者等は、粗大ごみ、臨時多量ごみ又は犬、猫等の死体について、本市が行う収集、運搬及び処分（以下「収集等」という。）を受けようとするときは、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第26条の2 本市及び市長が指定する者（以下「本市等」という。）以外の者は、前条第1項の規定により所定のごみ集積場に搬出された同項の家庭系廃棄物（以下「搬出物」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

- 2 市長は、本市等以外の者が前項の規定に違反して、搬出物のうち、缶、瓶その他再利用等の対象となる物として規則で定めるものを収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

第59条の2 第26条の2第2項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。